



鳥取県公報

平成 26 年 2 月 12 日 (水)
第 8 5 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (78) (福祉保健課) 2
	生活保護法による施術者の変更の届出 (79) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する承継の届出 (80) (経済産業総室) 2
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (81) (西部総合事務所福祉保健局) 3
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (82) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (83) (東部福祉保健事務所) 4
	指定居宅介護支援事業者の指定 (84) (〃) 4
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 4
	宅地建物取引業者の免許の取消し (住宅政策課) 5
	平成26年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A (1 回目)) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (原子力安全対策課) 8

告 示

鳥取県告示第78号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
田村 仁和	米子市塩町143	たむら鍼灸整骨院	米子市塩町143	平成25年10月16日
小林 良明	八頭郡若桜町大字屋堂羅 193	さくら鍼灸院	鳥取市湖山町東一丁目 147-1	平成25年11月1日

鳥取県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、施術者から施術所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
宮脇 大	鳥取市北園二丁目285	みやわき鍼灸整骨院	鳥取市丸山町265	平成25年8月28日

鳥取県告示第80号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第11条第3項の規定による届出があったので、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 承継された大規模小売店舗の名称及び所在地並びに店舗面積
イオンモール日吉津
西伯郡日吉津村大字日吉津1157
36,589平方メートル
- 2 承継をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名
承継前 イオンリテール株式会社 代表取締役社長 梅本 和典 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
承継後 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均 東京都千代田区丸の内一丁目4-1

株式会社ひえづ物産 代表取締役 石 操 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1

- 3 承継があった年月日
平成25年11月25日
- 4 承継の理由
信託による所有権移転のため
- 5 届出年月日
平成26年1月23日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の承継届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成26年2月12日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室
米子市柗町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局
西伯郡日吉津村大字日吉津872-15 日吉津村建設産業課

鳥取県告示第81号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ライ ブアシスト	訪問看護ステーションかもめ	境港市上道町 2051	平成26年1月 30日	平成26年2月 28日	訪問看護
松本 直季	ケアタウン薬局	米子市奥谷 1135	平成26年1月 27日	平成26年3月 2日	居宅療養管理指導
社会福祉法人 境港市社会福 祉協議会	社会福祉法人境港市 社会福祉協議会福祉 用具貸与事業所	境港市竹内町 40	平成26年1月 28日	平成26年2月 28日	福祉用具貸与
〃	社会福祉法人境港市 社会福祉協議会福祉 用具販売事業所	〃	〃	〃	特定福祉用具販売

鳥取県告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ライブアシスト	訪問看護ステーションかもめ	境港市上道町2051	平成26年1月30日	平成26年2月28日	介護予防訪問看護
松本 直季	ケアタウン薬局	米子市奥谷1135	平成26年1月27日	平成26年3月2日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人境港市社会福祉協議会	社会福祉法人境港市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	境港市竹内町40	平成26年1月28日	平成26年2月28日	介護予防福祉用具貸与
〃	社会福祉法人境港市社会福祉協議会福祉用具販売事業所	〃	〃	〃	特定介護予防福祉用具販売

鳥取県告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人さとに田園クリニック	さとに訪問看護ステーション	鳥取市里仁54-2	平成26年2月1日	訪問看護

鳥取県告示第84号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
医療法人さとに田園クリニック	さとに居宅介護支援事業所	鳥取市里仁54-2	平成26年2月1日

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成26年2月13日から同年4月14日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年4月14日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10-1
- 2 大規模集客施設の名称
(仮称) ドラッグコスモス安長店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
鳥取市安長字池中260-1
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
2,337平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成26年5月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課 (鳥取市東町一丁目220)

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第67条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名
カナメ不動産 藤原淳男
- 2 宅地建物取引業者の事務所の所在地
米子市内町68-2
- 3 免許番号
鳥取県知事(1)第1317号
- 4 免許を取り消した年月日
平成26年2月3日
- 5 取消しの理由
事務所の所在地が確知できないことから法第67条第1項の規定による公告を行ったが、30日を経過しても当該業者から申出がないため

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成27年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成26年2月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成26年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分		採用予定者数
警察官（男性）		27名程度
警察官（女性）		4名程度
警察官（男性） 〈武道〉	柔道	2名程度
	剣道	2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額203,500円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- （1） 昭和56年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成27年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの
- （2） 警察官（男性）〈武道〉を志望する者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 柔道については、公益財団法人講道館が認定する柔道の段位3段以上を有する者
 - イ 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟が認定する剣道の段位3段以上を有する者

6 第1次試験

（1） 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び適性検査

（2） 試験期日

平成26年5月11日（日）

（3） 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

西部総合事務所 米子市靴町一丁目160

7 第2次試験

（1） 試験種目

人物試験（集団討論及び個別面接）、論文試験、適性検査、身体検査、体力検査及び実技（武道受験者のみ）

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。

胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務執行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

(2) 試験期日

平成26年6月16日（月）から同月18日（水）（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成26年5月22日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成26年7月15日（火）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成27年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によっては平成26年10月1日に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス

(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>) を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年4月4日（金）午前0時から同月16日（水）午後12時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成26年4月4日（金）から同月21日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成26年4月21日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成26年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	平成25年度自動車（新車）賃貸借 10台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成25年12月12日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社トヨタレンタリース鳥取 鳥取市安長850-1
5 落札金額	28,544,460円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成25年11月12日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県危機管理局原子力安全対策課 鳥取市東町一丁目271

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 26 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 防護マスク等 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 26 年 1 月 8 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社吉谷機械製作所
鳥取市古海 356-1 |
| 5 落 札 金 額 | 33,993,487 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 25 年 11 月 29 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県危機管理局原子力安全対策課
鳥取市東町一丁目 271 |